

平成22年度国民健康保険税について

国民健康保険は、病気やケガの時などに、お互いを助け合うための制度であり、みなさんからの国民健康保険税で支えられています。

国民健康保険税は、医療費の総額によって変動します。近年の高齢化による医療費の増加、生活習慣病などの増加、医学医療技術の高度化により医療費は増加しています。

医療費が増加すれば国民健康保険税の負担も増えることとなりますが、予防医療を推進し医療費の削減の努力を図っておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

国民健康保険税の算定

国民健康保険税は、「医療保険分」「介護保険分（40～64歳の方）」「後期高齢者支援分」を負担していただくものです。

今年度は国民健康保険法施行令の改正に伴い、医療保険分の限度額が47万円 50万円、後期高齢者支援分の限度額が12万円 13万円に引き上げとなりました。

40歳未満

医療分 + 支援分

40歳～64歳

医療分 + 支援分 + 介護分

65歳～74歳

医療分 + 支援分

国民健康保険税

医療分

支援分

国民健康保険税

医療分

支援分

介護分

国民健康 保険税

医療分

支援分

介護 保険料

介護
保険料

年金から徴収

国民健康保険税 各税率		平成22年度		
		医療分	介護分	支援分
所得割	前年の所得に応じて計算される額	7.48%	1.10%	0.60%
資産割	固定資産税に応じて計算される額	25.00%	7.40%	4.50%
均等割	世帯の加入者数に応じて計算される額	26,000円	7,300円	8,000円
平等割	1世帯につき、計算される額	27,500円	4,500円	8,000円
限度額	年間の各分の最高限度額	50万円	10万円	13万円

国民健康保険税の軽減制度について

所得が一定以下の世帯については税負担を考慮し税額を減額する（税負担を軽くする）制度があります。

世帯主や国民健康保険加入者の方で前年の申告をされていない方がいる世帯では軽減が受けられませんのでご注意ください。

軽減対象表

軽減判定所得額	減額内容 (均等割、平等割)	減額を受ける方法
世帯主 + 国保加入者の所得が 33万円以下の世帯	7割減額	申請などの手続きは必要なく、該当となる世帯主様には、あらかじめ7割、5割、2割を減額した額の納付書を送付いたします。
世帯主 + 国保加入者の所得が 33万円 + (24.5万円 × 世帯主を除く国保加入者数) 以下の世帯	5割減額	
世帯主 + 国保加入者の所得が 33万円 + (35万円 × 世帯主を含めた国保加入者数) 以下の世帯	2割減額	

後期高齢者医療制度に伴う国保税の軽減について

世帯の中に後期高齢者医療制度へ移行する方がいる場合に次の措置を講じます。

軽減を受けている世帯について、後期高齢者医療制度への移行により世帯の国保加入者が減少しても、最大5年間今までと同様の軽減が受けられます。

後期高齢者医療制度への移行により単身世帯となる方について最大5年間、平等割額が半額に軽減されます。

また、社会保険等の加入者が後期高齢者医療制度への加入に伴い、新たに国民健康保険に加入することになった被扶養者のうち、65歳以上75歳未満の方については申請をいただければ当分の間、所得割と資産割が免除され均等割額と平等割額が半額になります。

国民健康保険税の軽減措置について

平成22年4月から会社都合により離職（倒産、解雇等の事業主都合による離職）を余儀なくされた雇用保険の特定受給資格者、正当な理由のある自己都合により離職した特定理由離職者について、離職日の翌日からその翌年度末までの間、国民健康保険料（税）の計算、高額療養費、高額介護合算療養費、限度額認定証等の所得区分判定において、該当者の給与所得を30/100として算定します。

注意：給与所得以外は100/100として算定します。

申請手続きが必要となります。軽減申請適用内容については細かく定められていますので、お問い合わせください。

ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

甲州市役所 TEL 0553-32-2111

- ・国民健康保険の制度・税率決定に関すること 健康増進課 国保担当
- ・世帯毎の国民健康保険税に関すること 税務課 市民税担当